2018年7月18日*

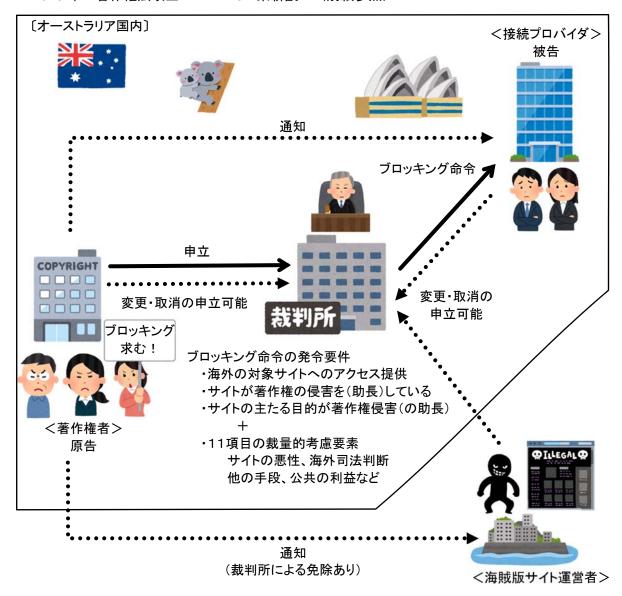
知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(第3回)

オーストラリアにおけるサイトブロッキング制度と 我が国著作権法制への示唆¹

慶應義塾大学 奥邨弘司

- 【1】オーストラリアのサイトブロッキング制度
- (1) 概要

2015 年 著作権法改正 ⇒ 115A 条新設 (別紙参照)



Courtesy of いらすとや

¹ 詳細は、拙稿「サイトブロッキングと著作権法 ~オーストラリアの制度を参照しつつ~」 L&T 別冊 4 号 (近刊) を参照されたい。

(2) 本報告の前提

- 通信の秘密などについての議論には触れない
- ・オーストラリア法を取り上げた理由

手続きや考慮要素が法律に詳細に規定、裁判例存在、制度の検証作業進行中

・現行の我が国著作権法についての議論は、通信の秘密などの問題がクリアになったことを前提としたもの。また、立法論は、通信の秘密との関係などを議論する際のたたき台のつもり。

(3)制度のポイント

- ①ブロッキングは、裁判所による差止命令の形式で発令
 - ・接続プロバイダを被告とする訴訟が必要
- ②対象サイト2運営者に対する手続保障など
 - ・申立者は、申立についてサイト運営者への通知義務あり(裁判所による免除あり)
 - ・運営者は、訴訟手続きに当事者として参加可能
- ③ブロッキング命令の発令と、接続プロバイダ3が侵害責任を負うかとは独立の事項
 - ・ブロッキング命令は、no-fault remedy として機能する独立の差止命令
- ④オーストラリア国外に存在するサイトへのアクセスのブロックに限定
 - ・国外サイトに対しては、有効な対策がない
- ⑤著作権侵害やその助長を主たる目的とするサイトに限定
 - 著作権者による濫用を防止するための要件(高いハードルとして設計)
- ⑥接続プロバイダは訴訟費用を負担しない
 - ・訴訟手続きに参加しない限り、プロバイダは訴訟費用を負担しない
 - ・ブロッキングの実現費用をプロバイダが負担するかは、裁判所の裁量による

(4) 裁判例

Roadshow Films Pty Ltd v Telstra Corporation Ltd [2016] FCA 1503.

対象サイト:映画などの無断ストリーミングサイト 映画などのトレントファイル提供サイト

² オーストラリア著作権法上は「online location」。

³ オーストラリア著作権法上は「Carriage Service Provider」。

発令要件該当性 ⇒ 肯定

- 接続プロバイダは対象サイトへのアクセス提供
- ・対象サイトは IP アドレスなどから国外に存在する
- ・対象サイトにおいて無許諾で支分権該当行為 (=侵害行為) が行われている
- ・対象サイトの最重要の利用用途や想定利用用途が著作権侵害またはその助長で ある場合、主たる目的要件を満足

ブロッキング命令の概要

- ・接続プロバイダは、対象サイトについて、DNS ブロッキング、IP アドレスブロッキング、URL ブロッキング、その他のアクセスをブロックする適切な措置のうちのいずれかを実行せよ
- ・対象サイトが URL や IP アドレスを変更して運営継続している場合、権利者は、変更命令の発令を申立可能。接続プロバイダから7日以内に異議申立ない場合原則として、申立どおりの変更命令発令
- ・権利者は、ブロッキングの実施費用として、DNS ブロッキングの場合、50 豪ドル/ドメインネームを、接続プロバイダに支払え
- ・命令は、3年間有効。延長は申立に基づいて判断。

(5) 見直し

2018 年 3 月 16 日締切で意見募集

- ・全体としては制度についての肯定的評価が多い
- ・権利者側は制度の使い勝手を向上させるための改正を希望 接続プロバイダ以外への拡大、国内サイト対象化、主たる目的要件の緩和 等
- ・プロバイダ側はさらなる改正は不要との立場

【2】日本法への示唆

- (1) 現行の著 112 条 1 項・2 項4によるブロッキングの可能性
 - 接続プロバイダの行為(=アクセス提供)は、いわばアクセスの幇助
 - ⇒ 侵害の幇助者に対する差止め肯定説(否定説有力)を採用しても、海賊版サイト5へのアクセス自体が著作権侵害ではないため、接続プロバイダの行為を差し 止めることはできない
 - ⇒ カラオケ法理などの規範的利用主体論によって接続プロバイダをアクセスの主

^{4 112} 条 ・・・著作権者は、その・・・著作権・・・を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

^{2 ・・・}著作権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

⁵ さしあたり、権利者に無断で、著作物をインターネット上で公衆に利用可能としているサイトを指すものとしておきたい。

体と捉えても、やはりアクセス自体が侵害ではないため、差し止めはできない・112条2項は、1項の「請求をするに際し」行えるに過ぎない

(2) 著作権法改正の3つの選択肢

- ① 海賊版サイトへのアクセスを幇助する行為(=アクセス提供)をみなし侵害(著 113条)に加える
 - ・アクセス自体は(みなし)侵害ではないこととの平仄
 - ・接続プロバイダの損害賠償責任や刑事責任をどう考えるか
- ② 海賊版サイトへのアクセス自体をみなし侵害に加える
 - ・接続プロバイダによるアクセス提供については、幇助者に対する差止請求を 可とするか、規範的利用主体論かで対処する ⇒ 迂遠
 - アクセス自体(≒視聴行為)を侵害とみなすことの是非
 - ・接続プロバイダの損害賠償責任や刑事責任をどう考えるか
- ③ 接続プロバイダの著作権侵害(幇助)責任とは独立に、ブロッキングを求める請求 権を新設する ⇒ オーストラリアの制度をイメージ
 - ・知財法の差止請求権よりも、プロ責法の発信者情報開示請求権に近い?

(3) 制度設計上の論点

- ① 対象サイトを海外のものに限るか?
- ② サイト全体に対するアクセスのブロックを可とする制度とするか? 申立権利者 の著作物に対するアクセスのブロックに限られるか?
 - ⇒前者の場合、「主たる目的」要件などが必要では?
- ③ 接続プロバイダに限るか? 検索サービスプロバイダなども含めるか?
- ④ ブロッキングの実行費用を誰が負担するか?
- ⑤ 一般ユーザ (閲覧者) の利益を手続き上どのように保障するか?
- ⑥ 仮処分手続きでのブロッキングを可能とするか?

以上

- * 当初提出資料に対して以下の変更を加えた。
 - ①ブロッキングのための差止命令を求める訴訟の当事者を明確にするための追記
 - ②別紙和訳中の一部不正確な部分の修正(関連するレジュメ部分の修正を含む) 当初提出資料の不備をお詫びします。

オーストラリア著作権法 115A 条 (奥邨試訳) ver. 2

- 115A 条 オーストラリア国外のオンライン上の場所¹に対するアクセスを提供するキャリッジ・サービス提供者²に対する差止め
 - (1) オーストラリア連邦裁判所[訳注:一審裁判所]は、著作権者の申し立てに基づき、次の各号が満たされる場合、(2)項に定める差止めを命じることができる。
 - (a) キャリッジ・サービス提供者が、オーストラリア国外のオンライン上の場所へアクセス を提供していること
 - (b) オンライン上の場所が著作権を侵害している、または侵害を助長していること
 - (c) オンライン上の場所の主たる目的が(オーストラリア国内であるか否かにかかわらず) 著作権の侵害または侵害の助長であること
 - (2) 差止命令は、キャリッジ・サービス提供者に、上記のようなオンライン上の場所へのアクセスを停止するための合理的な措置を取ることを求める。

〔当事者〕

- (3) (1)項に基づく訴訟の当事者は:
 - (a) 著作権者
 - (b) キャリッジ・サービス提供者
 - (c) オンライン上の場所の運営者(ただし、訴訟手続に当事者として参加することを申し立てた場合に限る)

[送達]

- (4) 著作権者は、(1)項に基づく申立を行うことを、以下の者に対して通知しなければならない
 - (a) キャリッジ・サービス提供者
 - (b) オンライン上の場所の運営者

しかしながら、著作権者が、合理的な努力にもかかわらず、オンライン上の場所の運営者の身元や住所を特定できない、または前記運営者に通知を送信できない、と裁判所が判断した場合、裁判所は、(b)号に基づいて送付すべき通知を、適切な条件の下に免除することができる

[考慮すべき事項]

- (5) 裁判所は、差止命令を発令するか否かを判断する際に以下の事項を考慮できる
 - (a) (1)項(c)号にいう侵害または侵害助長行為の悪性
 - (b) オンライン上の場所が、著作権の侵害手段または侵害助長手段の名簿、索引もしく は分類を利用可能にしまたは蔵置しているかどうか
 - (c) オンライン上の場所の所有者または運営者が、著作権を度外視するような態度を一般的に示しているかどうか
 - (d) 著作権侵害を理由にまたは著作権侵害に関して、外国の裁判所が、オンライン上の 場所へのアクセスを停止したかどうか
 - (e) オンライン上の場所へのアクセスを停止することが状況にふさわしい対応であるかど うか
 - (f) 差止命令の発令によって、影響を受ける可能性がある人または人々への影響の程度

[「]オンライン」が、そもそも「ラインの上」という意味であるので、「オンライン上の場所」というのは「危 険が危ない」のような用語法になってしまっていて適切ではないが、「オンラインの場所」では、日本語 としての語呂が悪すぎるので、敢えて「オンライン上の場所」と訳している。

² 詳細な定義は、オーストラリア電気通信法に存在するようであるが、客に対してインターネット接続を提供する者(=接続プロバイダ)ととらえて問題ないようである。

- (g) オンライン上の場所へのアクセスを停止することが公共の利益に適うかどうか
- (h) 著作権者が(4)項を遵守したどうか
- (i) 著作権法上利用可能なその他の救済措置
- (j) 政令に規定されるその他の事項
- (k) その他の関連する事項

[宣誓供述証拠]3

(6) 本手続きの目的上、134A 条(宣誓供述証拠)の(f)項における「特定の行為」という文言は「同種の行為」を含むものとして 134A 条は適用される。

[差止命令の撤回と変更]

- (7) 裁判所は、本条に基づく差止命令について、以下が可能である。
 - (a) 期間を制限すること、または
 - (b) 申立てに基づき、取り消しまたは変更すること
- (8) (7)項に基づく申立ては、以下の者が行うことができる。
 - (a) (3)項に定められた者、または
 - (b) 政令によって規定された他の者

〔費用〕

(9) キャリッジ・サービス提供者が、出頭して訴訟手続に参加しない限り、キャリッジ・サービス 提供者は訴訟手続に関連する費用については責任を負わない。

³ (6)項の読み替えが適用された場合、134A条(f)項は「特定の著作物や(本法の)保護対象について、著作権者または著作権の排他的ライセンシーの許諾なく同種の行為が行われていること」となり、それを宣誓供述書で証明できることになる。